

観音寺市公告第 46 号

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、観音寺市契約規則（平成 17 年観音寺市規則第 52 号）第 6 条及び観音寺市制限付き一般競争入札事務取扱要綱（平成 19 年観音寺市告示第 77 号。以下「要綱」という。）第 3 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 16 日

観音寺市長 佐 伯 明 浩

第 1 入札に付する事項

1 工事名	令和 7 年度 伊吹漁港水産生産基盤（特定）整備事業 北浦 1 号浮栈橋整備工事	
2 工事場所	観音寺市伊吹町	
3 工事種別	土木一式工事	
4 工事概要	北浦 1 号浮栈橋 N = 1 基 浮体工 1 基 係留杭工 1 基 連絡橋工 1 基 橋台工 1 基 附属工 1 式	
5 工期	市の指定する日から令和 8 年 2 月 27 日まで	
6 予定価格	131, 450, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	
7 落札者の決定方法	価格競争（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。）	
8 低入札価格調査・最低制限価格	低入札価格調査制度適用工事（数値的判断基準適用なし）	
9 入札保証金	免除とする。	
10 契約保証金	契約金額の 10 分の 1 以上（低価格入札者との契約の場合は、10 分の 2 以上）の現金若しくは観音寺市会計規則（平成 17 年観音寺市規則第 48 号）第 17 条第 1 項に規定する証券の納付又は銀行等の金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。	
11 契約の締結	市議会の議決は要しない。	
12 支払の条件	前金払	前金払の保証契約締結に基づき、希望により契約金額の 10 分の 4 以内の額を支払う。

	中間前金払	前払金が支払われている工事で契約金額が 1,000 万円以上、かつ、工期が 100 日以上のもので、その他一定要件を満たす場合に前払金とは別に 10 分の 2 以内の額を支払う（部分払との併用については協議を要す。）。
	部分払	工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品（工事監督員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したものに限る。）に対する契約金額相応額（契約金額の 10 分の 3 を超える場合に限る。）の 10 分の 9 以内の額を希望により支払う。ただし、支払い回数は市長の定めるところによる。
13 重複応募の禁止	制限しない。	

第2 入札参加資格

入札参加者は、次の各項目に掲げる要件を全て満たしていること。

1 共通事項	①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条第 1 項の規定に該当しない者であること。）。 ②入札参加資格確認申請書の提出の日から落札者決定の日までの間に、観音寺市建設工事指名停止等措置要領（平成 19 年観音寺市告示第 78 号）による指名停止期間中の者でないこと。 ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。 ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、観音寺市の入札参加資格審査を受けた者 イ 民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定したものに限る。）を受けた後に、観音寺市の入札参加資格審査を受けた者	
2 参加形態	単体企業	
3 建設業許可の区分	特定建設業許可	
4 入札参加資格者名簿登載（令和 7・8 年度）	格付工種	土木一式工事
	格付等級	特 A 等級又は A 等級
	総合点数	1,000 点以上
5 営業所の拠点	観音寺市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所（主たる営業所（本社又は本店）に限る。）を有す	

	ること。	
6 営業所の技術者数	営業所には1級土木施工管理技士の資格を保有する技術者が、常時3人以上在籍していること（当該技術者は、直接的な雇用関係にある者であって、かつ、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者であること。）。	
7 施工実績	①国又は地方公共団体等が発注した海岸、港湾、又は漁港で施工した浮桟橋若しくは浮体式物揚場に係る浮体構造物、係留杭、連絡橋、橋台等の据付、製作、整備工事等又はコンクリート構造物（護岸、防波堤、消波ブロック等）の整備、補修、改修、製作工事等において、元請として請負金額4千万円以上の施工実績があること（共同企業体としての施工実績による場合は、出資比率相当分を請負金額とみなす。）。 ②平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しの完了したものに限る。	
8 配置予定技術者	①国又は地方公共団体等が発注した海岸、港湾、又は漁港で施工した浮桟橋若しくは浮体式物揚場に係る浮体構造物、係留杭、連絡橋、橋台等の据付、製作、整備工事等又はコンクリート構造物（護岸、防波堤、消波ブロック等）の整備、補修、改修、製作工事等において、元請業者の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は担当技術者として工期（工期の終期は工事竣工年月日とする。）の2分の1以上の従事経験がある者 ②上記①の従事経験がある工事は、平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しの完了したものに限る。 ③公告の日において当該入札参加希望者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。	
9 入札参加資格確認申請（事前審査）	提出方法	原則として、かがわ電子入札システムにより提出すること。
	受付期間	令和7年7月16日（水）から令和7年7月28日（月）まで（かがわ電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後4時まで）
	提出書類	①要綱様式第1号（入札参加資格確認申請書） ②当該営業所が有する技術者の資格 ③要綱様式第2号（施工実績） ④要綱様式第3号（配置予定の技術者の資格・工事経験） ⑤申請書に添付を求めている資料
	注意事項	観音寺市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）の11の規定により、市が紙入札での参加を認めた事業者にあつては、①から⑤までの全ての書類を紙により提出することができる。

10 入札参加資格の決定	令和7年7月30日（水）までに、かがわ電子入札システムにより通知する。ただし、運用基準の11の規定により、市が紙入札を認めた事業者にあつては、要綱様式第4号（入札参加資格確認通知書）により通知する。	
11 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明	提出方法	かがわ電子入札システムにより提出すること。ただし、運用基準の11の規定により、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。
	提出期限	入札参加資格の決定の日から令和7年8月7日（木）まで（かがわ電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後4時まで）
	回答方法	令和7年8月18日（月）までに、かがわ電子入札システムにより回答する。ただし、運用基準の11の規定により、市が紙入札を認めた事業者にあつては、書面により回答する。

第3 入札日程等に関する事項

1 入札公告等の掲載	掲載期間	令和7年7月16日（水）から令和7年8月21日（木）まで
	掲載場所	かがわ電子入札システム 入札情報サービス https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/
2 設計図書の閲覧方法	設計図書（設計書、図面及び仕様書）は、電子閲覧とする（本公告が掲載されている場所に掲載済み）。	
3 設計図書等の質問	質問方法	かがわ電子入札システムにより行うこと。ただし、運用基準の11の規定により、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参又は電送（ファックス又は電子メール）により提出することができる。
	提出期限	令和7年8月5日（火）午後4時まで
4 設計図書の質問に対する回答	回答方法	かがわ電子入札システムにおいて閲覧に供する。ただし、運用基準の11の規定により、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参又は電送（ファックス又は電子メール）により書面にて回答する。
	閲覧期間	令和7年8月21日（木）午後5時まで。ただし、運用基準の11の規定により、市が紙入札を認めた事業者にあつては、電送（ファックス又は電子メール）により書面にて回答する。
5 入札書の提出	入札期間	令和7年8月19日（火）午前8時から令和7年8月21日（木）午後5時までのかがわ電子入札システム稼働時間中とする。ただし、運用基準の11の規定により、市が紙入札を認めた事業者にあつて

		は、持参により提出することができる。
6 入札書に添付する資料	工事費内訳書	入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を添付するものとする。ただし、運用基準の11の規定により、市が紙入札を認めた事業者にあつては、入札書の提出に併せ持参により提出することができる。
7 入札の無効等	観音寺市入札心得による。	
8 開札	開札日時	令和7年8月22日（金）午前9時から
	開札場所	観音寺市役所 4階 観音寺市総務部総務課

第4 その他の事項

1 その他	入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合は、観音寺市建設工事指名停止等措置要領（平成19年観音寺市告示第78号）に基づき指名停止の措置の対象となることがある。
	落札者は、要綱様式第3号（配置予定の技術者の資格・工事経験）に記載した配置予定技術者を現場に専任で配置する技術者に選任すること。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合以外は、資料提出後の当該技術者の変更は認めない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、第2の8「配置予定技術者」に掲げる要件を満たさなければならない。
2 問合せ先	〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市総務部総務課 契約係 電話 0875-23-3900 FAX 0875-23-3920 電子メール keiyaku@city.kanonji.lg.jp